

氏 名 (法人にあっては名称)	リコージャパン株式会社
住 所	東京都港区芝浦 4 - 2 - 8

自 社 等 発 電 所 (*1) の 有 無	無		
電 気 事 業 の 概 要	オフィスの様々な経営課題と業務課題に応じてきたリコージャパンの電力販売サービスは、電力料金・使用量の低減。さらには環境負荷削減など、お客様のさまざまな課題にワンストップでお応えします。再生可能エネルギーの有効活用を目指したメニューもラインアップ。リコージャパンはこのサービスの提供を通じてお客様とともに環境意識を育み、持続可能な社会づくりに貢献してまいります。		
電気の供給における 温室効果ガスの排出 の抑制等に関する 推進体制	電力ビジネスにおけるエネルギー供給温暖化対策計画の推進については「パブリックサービス本部 スマートエネルギー事業部 電力企画推進室」にて、環境負荷の低い電力供給を志向し、CO2排出係数や排出量を管理します。		
電気の供給における 温室効果ガスの排出 の量の抑制に関する 措置及び目標	年 度	基礎排出係数(*2)	調整後排出係数(*3)
	前年度実績（2023年度）	0.479（kg-CO ₂ /kWh）	0.468（kg-CO ₂ /kWh）
	当年度目標（2024年度）	極力低減（kg-CO ₂ /kWh）	極力低減（kg-CO ₂ /kWh）
	短期目標（2026年度）	極力低減（kg-CO ₂ /kWh）	極力低減（kg-CO ₂ /kWh）
	長期目標（2034年度）	極力低減（kg-CO ₂ /kWh）	極力低減（kg-CO ₂ /kWh）
	（目標に係る措置の考え方）		
	低CO2排出係数メニューの開発・販売を行う。需要家へ同メニューの選択を促して排出係数の削減を進める。また、高度化法の2030年の非化石比率44%達成を目標とし、非化石比率に応じて排出係数が減少する。		

*1 自社等発電所とは、自己が所有する発電所及び経営支配下においている子会社が所有する発電所をいう。

*2 基礎排出係数とは、市内への電気の供給に伴う二酸化炭素排出量（基礎二酸化炭素排出量）を市内への電気の供給量（電気供給量）で除したものをいう。

*3 調整後排出係数とは、基礎二酸化炭素排出量に固定価格買取調整二酸化炭素排出量を足したのから、電気事業者が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量等を控除したものを、電気供給量で除したものをいう。

電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置及び目標	自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	再生可能エネルギー発電量(*4)	再生可能エネルギー導入率(*5)
	前年度実績 (2023 年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	当年度目標 (2024 年度)	極力拡大 (千kWh)	極力拡大 (%)
	短期目標 (2026 年度)	極力拡大 (千kWh)	極力拡大 (%)
	長期目標 (2034 年度)	極力拡大 (千kWh)	極力拡大 (%)
	(目標に係る措置の内容)		
	当社は発電所を所有していないため該当はありません。		
電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置及び目標	調達分を含む再生可能エネルギーの環境価値の確保量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	環境価値の確保量(*6)	環境価値の確保率(*7)
	前年度実績 (2023 年度)	0 (千kWh)	0 (%)
	当年度目標 (2024 年度)	極力拡大 (千kWh)	極力拡大 (%)
	短期目標 (2026 年度)	極力拡大 (千kWh)	極力拡大 (%)
	長期目標 (2034 年度)	極力拡大 (千kWh)	極力拡大 (%)
	(目標に係る措置の内容)		
	当社は発電所を所有していないため該当はありません。		
電気の供給における未利用エネルギー(*8)による発電量の割合の拡大に関する措置及び目標	当社は発電所を所有しておりませんが、再生可能エネルギー割合の拡大を志向した電力調達を進めます。		
火力発電所における熱効率の向上を図るための措置及び目標	当社は発電所を所有していないため該当はありません。		
本市の区域内に存する電気の需用者に対する地球温暖化の防止に資する取組	2020年度から再エネプランの電力提案を始めました。需要家が低排出係数の電力を選択することで地球温暖化防止に資することができます。		
その他の地球温暖化の防止に貢献する取組	電力消費を削減する省エネにも取り組んでおります。照明のLED化や省エネ空調への更新、省エネMFPのご提案などによって地球温暖化の防止に貢献しています。		

*4 再生可能エネルギー発電量とは、自社等発電所における再生可能エネルギー（太陽光、風力その他非化石エネルギーのうち、エネルギーとして永続的に使用することができるもの）による発電量のうち市内分をいう。

*5 再生可能エネルギー導入率とは、上記の発電量を自社等発電所における発電量のうち市内分で除したものをいう。

*6 環境価値の確保量とは、自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量及び他の一般電気事業者等の発電所における再生可能エネルギーによって発電された電気の購入量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することによって環境価値を有するものと並びに購入した再生可能エネルギー電気由来の環境価値の量を合算したもののうち市内分をいう。

*7 環境価値の確保率とは、上記の確保量を電気の供給量のうち市内分で除したものをいう。

*8 未利用エネルギーとは、発電に利用するエネルギーのうち、工場の廃熱又は排圧、廃棄物（バイオマスを除く）の燃焼熱、超高圧地中送電線からの廃熱、変電所の廃熱及び高炉ガスその他の副生ガス等のエネルギーをいう。